

公益社団法人静岡県鍼灸師会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸師会定款（以下「定款」という。）第7条第3項の規定に基づき、会員が支払う会費及び負担金（以下「会費等」という。）の額及び支払方法について必要な事項を定める。

(会費等の種類及び額)

第2条 会費の種類は、別表のとおりとする。

- 2 会費の額は年度単位とし、その額は総会において決定するものとする。
- 3 会費以外の負担金等の種類及び額は、必要に応じて総会において決定するものとする。
- 4 事業年度の途中で入会した正会員及び準会員はその事業年度の会費等は、4月から9月までの入会は1年分の会費を、10月から3月までの入会は半年分とする。
- 5 法人会員、賛助会員及び学生会員は前期、後期に関係なく1年分の会費を支払うものとする。

(会費等の納入)

第3条 本会に入会した会員は、会員規定第2条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から15日以内に、その事業年度の会費を、所定の方法により納入しなければならない。

- 2 前項の会員を除く会員は、毎事業年度の会費等を、3月31日までに所定の方法により納入しなければならない。
- 3 本会は、会員から納入された会費等については、直ちに台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(退会及び資格喪失に伴う正会員の会費等の義務等)

第4条 正会員が事業年度の途中において退会又は会員の資格を喪失したときは、その会員であった期間に相当する未納の会費等を納入しなければならない。

- 2 本会は、会員が納入した会費等については、これを返還しない。

(督促)

第5条 会長は、会費等が納入期日を超えても納付がない場合は、当該会員に対して督促通知を发出することができる。

- 2 督促通知にもかかわらず、会費等の納入を滞納した場合には、定款第10条第3号の規程により、会員資格を喪失する。

(会費等の用途)

第6条 第2条に規定する会費等の用途は、毎事業年度における総計額の50%以上を当該事業年度の

公益目的事業に使用する。ただし、賛助会員の会費については、そのすべてを公益目的事業に使用する。

(委任)

第7条 この規程に定めない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(規程の制定及び改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規定は、公益社団法人静岡県鍼灸師会の設立の登記の日から施行する。

平成30年4月1日 第2条5項追記それに伴う別表変更

別表 (第2条第1項関係)

会費の種類

	入会金	年会費	会費(後期)※7	日鍼会会費	その他	入会時合計	年間
正会員※1	¥10,000	¥22,000	¥11,000	¥15,000	¥1,000	¥48,000	¥38,000
法人会員※2	¥50,000	¥50,000	—	¥15,000	¥1,000	¥116,000	¥66,000
準会員※3	¥5,000	¥10,000	¥5,000	—	—	¥15,000	¥10,000
移行会員※4	¥5,000	移行時	—	—	—	¥5,000	—
賛助会員※5	¥0	¥30,000	—	—	—	¥30,000	¥30,000
学生会員※6	¥0	¥2,000	—	—	—	¥2,000	¥2,000

※1：はり師又はきゆう師（以下「鍼灸師」という。）であって、静岡県内に住居を有するもの又は静岡県内の事業所に勤務するもの

※2：学校法人及び法人格を有する鍼灸院（鍼灸師）が鍼灸師を従業員として雇用する代表者。

従業員3名迄無料、その後1名追加にごとに¥10,000加算。従業員が退職した場合は他の従業員と交代が出来る。法人格を失効した場合は無効。

ただし従業員に於いては救済処置として正会員に移行できる

※3：卒後3年、又は勤務鍼灸師として施術所に在籍する経営者及び院長以外のもの

※4：準会員が正会員に移行するもの

※5：本会の目的に賛同した法人又は団体のうち、会員総会（以下「総会」という。）において承認を受けたもの

※6：鍼灸学校へ在籍する生徒に於いて入学時より卒業の当日までのもの

※7：後期とは、入会時に年度の半分が過ぎたもの（10/1～3/31までの期間）

前項の会員のうち正会員・法人会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする